

序論

1

計画策定にあたって

(1) 総合計画とは

総合計画とは、本巢市の全ての計画の基本となる計画のことです。市の全ての事務事業はこの総合計画に沿って行われることとなります。本市の現状と課題を踏まえながら社会情勢の変革を的確にとらえ、市の将来像である「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」を実現するための施策の方向を明らかにするものであり、まちづくりや市政運営の指針となるものです。これにより、産業振興、基盤整備、福祉、環境保全、教育、文化など各分野にわたる事務事業を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくことが可能となります。また、地方自治法第2条の規定により、市町村は基本構想を策定し議会の議決を受けることが義務付けられています。

(2) 計画策定の目的

近年の社会経済情勢は、経済活動低迷の長期化、少子高齢化の一層の加速、地方分権の進展など大きな変革期を迎えています。このような情勢のなか、市の将来像を実現するため、よりの確な施策が求められています。

このため、平成18年3月に策定した第1次総合計画前期基本計画の進捗状況を検証するとともに、現在市が直面する課題を再認識し、その課題を一つずつ解決していくため「後期基本計画」を策定します。

(3) 計画の構成、期間

総合計画は、既に策定済みの「基本構想」の他、今回策定する「基本計画」、別途策定する「実施計画」で構成しています。

① 基本構想

基本構想は、まちづくりの理念や将来都市像と、それらを実現するための施策の大綱を示すもので、基本計画や実施計画の基礎となるものです。計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間です。

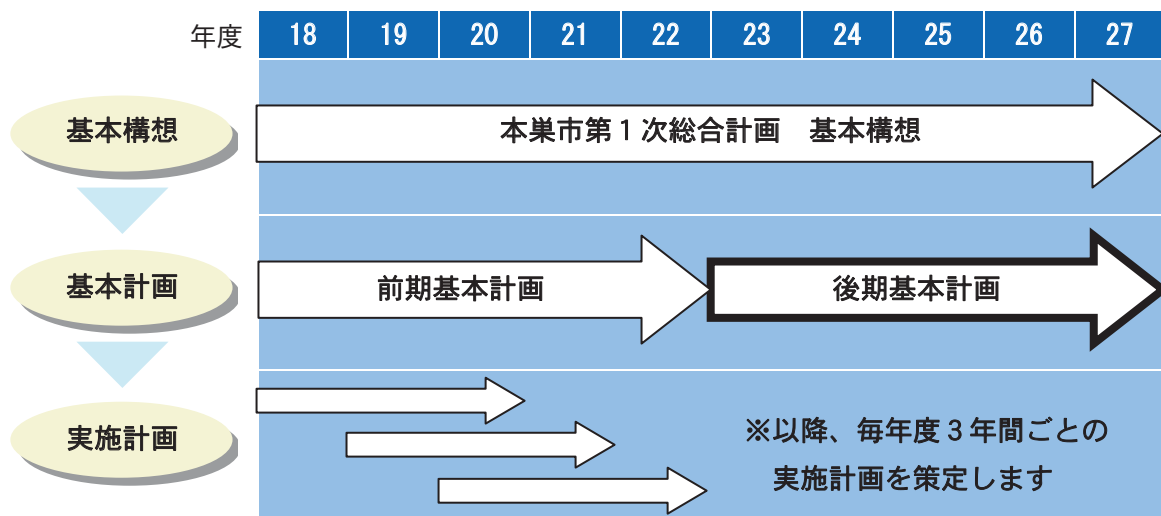
② 基本計画

基本計画は、基本構想に示した施策の大綱に基づき、項目ごとに、施策の基本方針、施策の内容等を定めるものです。個別の計画、事業は、すべてこの「基本計画」を基に進めていきます。後期基本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

③ 実施計画

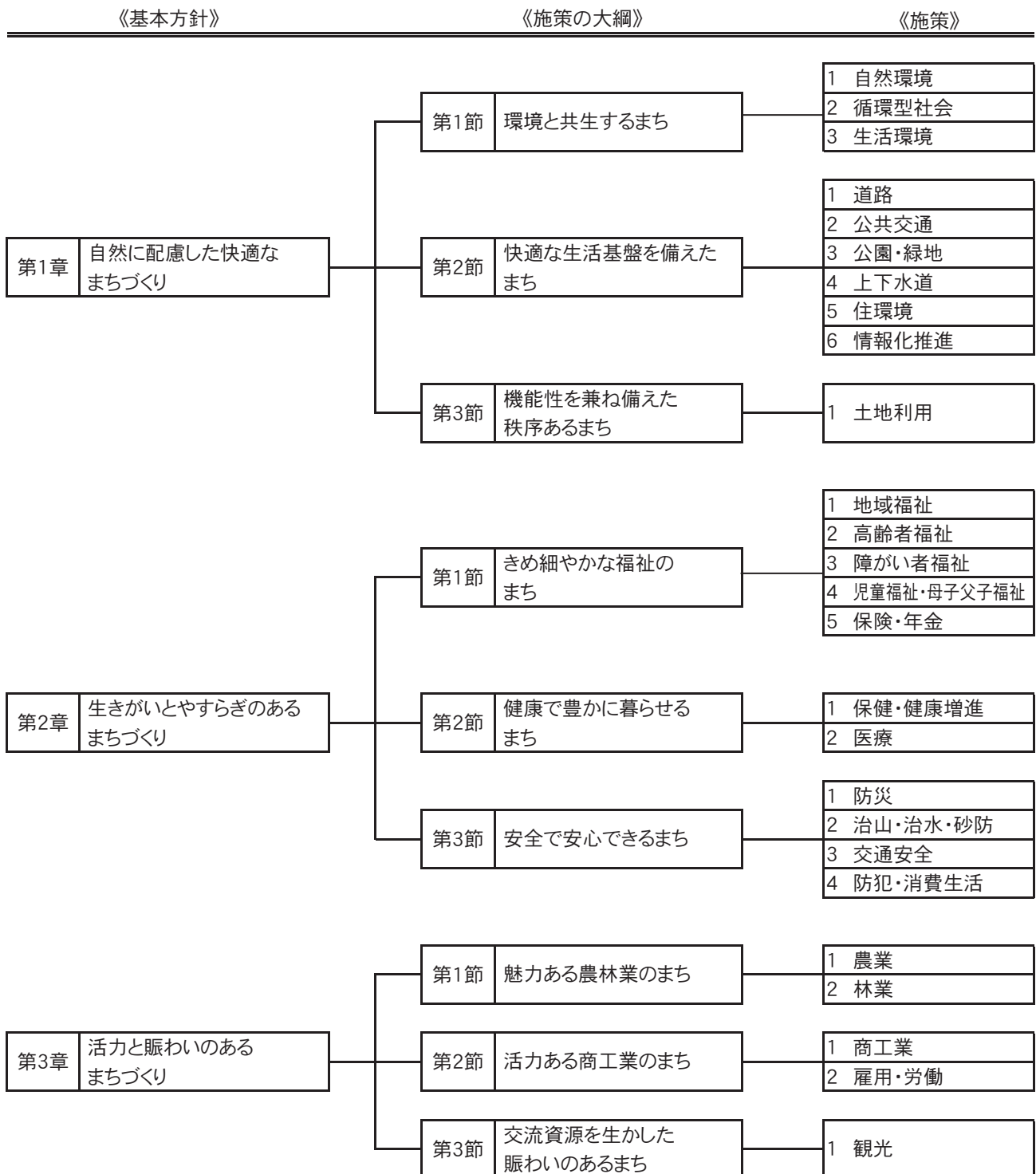
実施計画は、基本計画で定められた施策について、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めるものです。毎年度見直しを行うローリング方式※を採用し、予算編成や機構編成、人事計画など、本市の経営方針の指針となるもので、別途策定します。

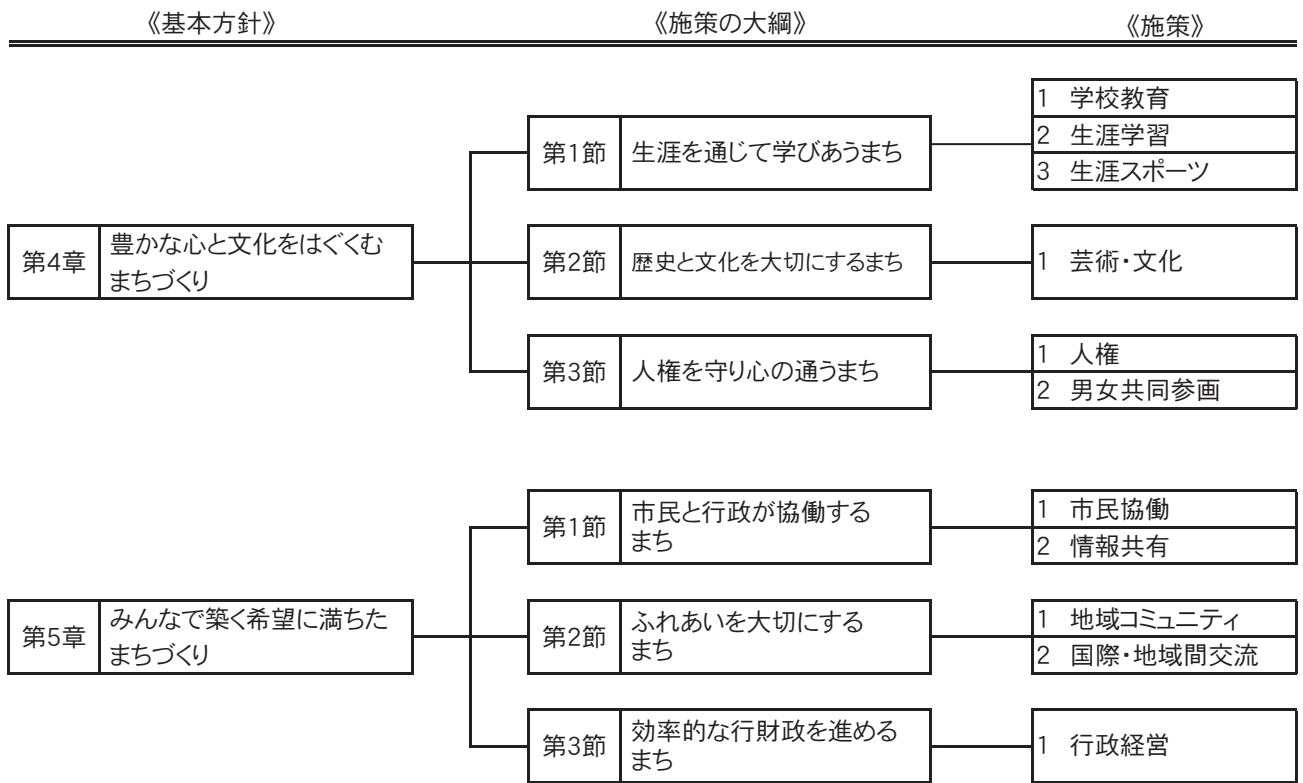
※ローリング方式…基本計画の計画期間中のある年度を初年度と捉え、毎年度修正や補完などの見直しを行うことにより、刻々と変化する社会、経済情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実とが大きくずれることを防ぐためのシステム。



(4) 計画の体系

後期基本計画の体系は、基本構想で定められている5つの基本方針と基本方針ごとの施策の大綱に基づき下図のようになっています。なお、前期計画で第1章第2節に位置づけられていた「河川」については、後期基本計画では第2章第3節の「治山・治水・砂防」の中に含めました。





2

市の現況

① 人口・世帯

人口及び世帯は、ここ数年増加傾向にあります。将来の人口・世帯を平成20年から平成22年までの住民基本台帳による伸び率、市南部の住宅開発状況などに基づき予測すると、後期基本計画の計画期間最終年度にあたる5年後の平成27年度末（H28. 3. 31）には人口は約36,000人、世帯は約12,000世帯になると推計しています。また、10年後の平成32年度末（H33. 3. 31）には人口は横ばいの約36,000人、世帯は約13,000世帯に増加すると推計しています。

また、年齢3区分別人口比率では、年少人口※は横ばいで推移し、生産年齢人口※は減少傾向にあり、ともに今後もこの傾向が続くと予測されます。一方、老年人口※は増加傾向にあり、市の高齢化率は平成27年度末には27.1%、平成32年度末には28.7%となる見込みです。

■人口・世帯の推移

単位：人、世帯、%

区分	H19. 3. 31	H20. 3. 31	H21. 3. 31	H22. 3. 31	H23. 3. 31 (推計)	H28. 3. 31 (推計)	H33. 3. 31 (推計)
総人口	35,278	35,377	35,534	35,523	35,584	36,075	36,319
年少人口	5,274	5,310	5,380	5,376	5,388	5,486	5,485
(比率)	14.9	15.0	15.1	15.1	15.1	15.2	15.1
生産年齢人口	22,739	22,567	22,420	22,191	22,120	20,843	20,417
(比率)	64.5	63.8	63.1	62.5	62.2	57.8	56.2
老年人口	7,265	7,500	7,734	7,956	8,076	9,746	10,417
(比率)	20.6	21.2	21.8	22.4	22.7	27.0	28.7
世帯数	10,786	10,942	11,112	11,253	11,264	12,110	12,905

※年少人口・・・14歳以下人口

※生産年齢人口・・・15歳～64歳人口

※老年人口・・・65歳以上人口

資料：住民基本台帳

② 土地利用

現在の土地利用について地目別の土地面積をみると、森林が86.0%を占め、農用地が5.3%、宅地はわずか2.2%となっています。市南部の平野部では、住宅地や農地として利用されていますが、住宅地と農地が混在している状況です。このような課題を解決するため、平成22年にはこれまで一部のみ指定されていた都市計画区域を市南部の平野部全域に拡大し、総合的な整備、開発及び保全を実施していきます。また、これまで一部の地域で開発が抑制されていた市街化調整区域を撤廃したことにより、本地域では宅地分譲などの開発が進むことが予測されます。

一方、山間部は、根尾川沿いに主な集落を形成するのみで、ほとんどが森林となっており、今後もこの傾向は続くものと予測されます。

■地目別土地面積

単位：ha

区分	H18	H19	H20		H27(推計)	
総面積	37,457	37,457	37,457	100.0%	37,457	100.0%
農用地	2,008	1,998	1,986	5.3%	1,948	5.2%
森林	32,194	32,200	32,199	86.0%	32,176	85.9%
原野	155	150	150	0.4%	150	0.4%
水面・河川等	900	900	900	2.4%	900	2.4%
道路	594	601	603	1.6%	635	1.7%
宅地	792	804	810	2.2%	867	2.3%
その他	814	804	809	2.2%	781	2.1%

資料：土地利用区分面積実態調査（各年10月1日現在）

③ 産業

平成17年の就業者数は、18,055人となっており、平成7年から横ばい傾向です。

産業別の割合をみると、第1次産業は、年々その割合が減少し、平成17年の調査で初めて1割未満となりました。第2次産業も減少傾向にあるなか、第3次産業は増加傾向にあり全体の56.5%となっています。

■産業分類別就業者数と割合

単位：人

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17
総数	14,682	16,061	17,392	18,002	17,966	18,055
第1次産業	3,186	2,746	2,217	2,111	1,825	1,696
第2次産業	5,972	6,859	7,761	7,207	6,762	6,017
第3次産業	5,517	6,451	7,405	8,675	9,377	10,208
分類不能の産業	7	5	9	9	2	134
第1次産業	21.7%	17.1%	12.7%	11.7%	10.2%	9.4%
第2次産業	40.7%	42.7%	44.6%	40.0%	37.6%	33.3%
第3次産業	37.6%	40.2%	42.6%	48.2%	52.2%	56.5%
分類不能の産業	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.7%

※H17の「分類不能の産業」の人数が多いのは、職業等への質問に対する回答拒否件数が多かったため。

資料：国勢調査

④ 財政

本市では、第1次総合計画策定以降、歳出削減の積極的な取り組みや安定した市税収入を確保することにより、財政の健全化判断比率※は国が示す基準以下であり、健全性は保たれています。

しかし、今後の財政見通しでは、近年の景気低迷による市税減収に加え、普通交付税※が合併から10年を経過する平成26年度から段階的に縮減され、平成31年度には市税の減収見込みと合わせて市が自由に使える一般財源が現在より15億円の減少となる見込みとなっています。将来にわたって財政の健全化を維持していくためには、今から5年後、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくことが必要です。

「第2次行財政改革大綱」と併せ「事務事業評価システム※」を実施し、市民が未来に向かって明るい希望を持てる政策を効果的、効率的に進めていくことが必要となります。

※健全化判断比率…地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定するもので、財政の健全度がどの程度の水準であるかを表す。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、自主的な改善努力により早期健全化を図る必要がある。また、財政再生基準を一つでも超えると、国などの関与により再生を進めることとなる。

※普通交付税…地方交付税の一種。地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額を算定し国から交付される。

※事務事業評価システム…Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(見直し)という、PDCAサイクルを活用し、事務事業ごとに客観的な数値を用い分析、評価を行うことにより、事務事業の改善、整理に活用するもの。

■ 財政指標

単位：%

区 分	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
財政力指数※	0.73	0.75	0.76	0.77	0.77
経常収支比率※	84.0	85.1	82.7	83.2	82.5
実質公債費比率※	11.9	11.4	10.5	9.6	8.8

※財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標。高いほど、財政力が強い団体といえる。

※経常収支比率…人件費、扶助費等経常的な経費のために、経常的な一般財源がどれだけ使われたかを示す指標。値が低いほど財政構造に弾力性があり、80%を著しく超えると財政構造が硬直化している。

※実質公債費比率…公債費による財政負担の度合いを示すもの。18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債が制限される。